

大井川広域水道用水供給事業施設更新実施計画（素案）に対する提言

静岡県大井川広域水道企業団施設更新実施計画審議委員会は、大井川広域水道用水供給事業施設更新実施計画（素案）（以下「実施計画」という。）を、①安定供給の確保、②現実的で合理的なルート選定、③施設規模の適正化、④更新事業費の縮減、⑤財政計画、⑥事業の実施効果について、客観的かつ総合的に審議した結果、「妥当」なものと評価する。

本実施計画に基づいて、事業環境の変化を考慮した合理的で実現可能な施設更新が推進されることを期待し、計画策定後の実施にあたって、下記のとおり提言する。

記

「安心・安全で、安定した水の提供を未来へつなごう。」を実施計画の理念とし、構成団体とその地域の方々とも認識を共有し、一丸となって取り組むこと。

- 1 水道施設の更新を促進し、自然災害に対して、被災を最小限にとどめ、迅速に復旧できる強いしなやかな水道システムを構築すること。また、水道施設への不正侵入やテロなど、外部からの脅威にも対応できる危機管理の徹底を図ること。
- 2 予測以上の水需要の減少、圏域内の大規模開発、経済情勢の変動など、事業環境の変化に柔軟な対応ができるように、必要に応じて計画の見直しを行い、構成団体との十分な協議と合意形成を図りながら事業実施にあたること。
- 3 中長期的予測に立ち、水道施設のライフサイクル全体を見据えて、アセットマネジメント（資産管理・運用）により、財政収支に基づく適正な施設更新・資金確保と人材の育成・活用、技術継承を組み合わせ、計画的・効率的に実践すること。
- 4 水道施設の整備と併せて、安心安全な水道用水の安定した供給に向け、新技術の導入やDXの推進、環境・エネルギー対策の強化、官民連携手法の活用などによる、一層の効率化と持続可能な取組みを促進すること。

令和5年10月12日

静岡県大井川広域水道企業団
企業長 市川 敏之 様

静岡県大井川広域水道企業団
施設更新実施計画審議委員会
委員長 佐藤 克昭